

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月28日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第 8 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第21条の18中「別記様式第19号の14」を「別記様式第19号の15」に改め、同条を第21条の19とする。

第21条の17中「別記様式第19号の13」を「別記様式第19号の14」に改め、同条を第21条の18とする。

第21条の16中「別記様式第19号の12」を「別記様式第19号の13」に改め、同条を第21条の17とし、第21条の15の次に次の 1 条を加える。

（自転車運転者講習）

第21条の16 法第108条の 2 第 1 項第14号に規定する講習の受講命令を受け、当該講習を受講する者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の12による自転車運転者講習受講申出書を交通部交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第19号の14中「(第21条の18関係)」を「(第21条の19関係)」に改め、同様式を別記様式第19号の15とする。

別記様式第19号の13中「(第21条の17関係)」を「(第21条の18関係)」に改め、同様式を別記様式第19号の14とする。

別記様式第19号の12中「(第21条の16関係)」を「(第21条の17関係)」に改め、同様式を別記様式第19号の13とし、別記様式第19号の11の次に次の 1 様式を加える。

様式第19号の12（第21条の16関係）

手数料欄

自転車運転者講習受講申出書

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けるので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所		
ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	() - (自宅・携帯・勤務先)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この公安委員会規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日（平成27年6月1日）から施行する。